

縫製業持続可能化推進プロジェクト補助金

Q&A

令和8年8月 久慈市

Q1. 申請前に、補助対象となるか相談することはできますか？

できます。事業内容や補助対象経費について確認したい場合は、**発注・契約等を行う前に市へ**ご相談ください。

特に、対象となるか判断が難しい経費や、他の補助金等との併用を予定している場合は、事前にご相談ください。

Q2. 交付決定前に発注・契約してしまった場合、どうなりますか？

原則として、**交付決定前に発注、契約、購入等を行った経費は補助対象となりません**。交付決定後に事業に着手してください。

ただし、事業の性質上やむを得ない理由がある場合は、事前着手の承認を受けることで、交付決定前に着手できる場合があります。事前着手を希望する場合は、必ず事前に市へご相談ください。

Q3. 相見積もりは必要ですか？

1件10万円以上（税込）の経費については、市の内部規則に準じて、原則として2者以上の事業者から見積書を徴取してください。

ただし、特殊な仕様のため取扱事業者が限られている場合など、2者以上から見積書を徴取することが困難な場合は、事前に市へご相談ください。

Q4. 既存設備の修理は補助対象になりますか？

既存設備を継続して使用するための**通常の修理や部品交換、点検等は、原則として補助対象となりません**。

一方、既存設備を新たな設備に置き換える「更新」については、対象となります。更新後の設備が既存設備より高性能であることは必須ではありません。

また、修理と併せて設備の性能・機能を向上させる「改良」を行う場合は、修理部分と改良部分の経費を区分できる場合に限り、改良に係る経費を補助対象とすることができます。

具体的な内容については、事前に市へご相談ください。

Q5. 交付決定後、事業者の都合で事業を中止することはできますか？

できますが、事業を中止又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受ける必要があります。

事業を継続することが困難となった場合は、自己判断で事業を中止せず、速やかに市へご相談ください。

なお、既に支出した経費についても、事業の実施状況等によっては補助対象とならない場合があります。

Q6. 事業費が当初の予定より少なくなった場合、補助金はどうなりますか？

補助金額は、実際に事業に要した補助対象経費に基づいて算定します。

そのため、実績額が交付決定時の予定額を下回った場合は、交付決定額より補助金額が減額される場合があります。

例えば、交付決定時の補助対象経費が75万円で補助金50万円の場合でも、実績の補助対象経費が60万円となった場合は、60万円の3分の2に相当する**40万円が補助金額**となります。

Q7. 事業費が当初の予定より増えた場合、補助金も増額されますか？

原則として、交付決定額を超えて補助金が増額されることはありません。

事業費が増額となる場合は、事業内容の変更に該当する可能性がありますので、事前に市へご相談ください。

なお、変更の内容によっては、変更承認申請が必要となる場合があります。

Q8. 交付決定後に、予定していた設備や商品等を変更したい場合はどうすればよいですか？

変更の内容によっては、市長の承認が必要となります。

例えば、当初予定していた設備を別の設備に変更する場合など、**事業の内容や経費の配分に変更が生じる場合は、変更前に市へご相談ください。**

変更後の内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、承認を受ける前に発注・契約等を行わないでください。

Q9. 軽微な変更該当するか分からない場合はどうすればよいですか？

軽微な変更該当するか判断が難しい場合は、**変更する前に市へご相談ください。**

なお、補助対象経費の配分については、要綱に定める軽微な変更の範囲内であれば、変更承認申請は必要ありません。

ただし、軽微な変更であっても、補助対象経費に該当するかどうかなど、その他の補助要件を満たす必要があります。

Q10. 事前着手の承認を受けて事業を始めた後、交付決定されなかった場合はどうなりますか？

事前着手の承認は、**補助金の交付決定を約束するものではありません。**

交付決定されなかった場合や、実績報告の審査により補助対象とならない経費が生じた場合は、事前着手した経費についても補助金が交付されないことがあります。

そのため、事前着手は申請者自身の責任において行ってください。

Q11. 領収書等の支出を証する書類を紛失した場合はどうすればよいですか？

補助対象経費については、支出したことを確認できる書類が必要です。

領収書等を紛失した場合は、**まず支払先に再発行等が可能か確認してください。**

再発行が困難な場合は、代替となる資料によって支出の事実を確認できる場合がありますので、自己判断で処理せず、市へご相談ください。

Q12. 補助金を受けて導入した設備を、後から売却・廃棄することはできますか？

補助金を受けて取得した財産については、**補助金の交付目的に反して使用したり、売却、譲渡、廃棄等を行ったりする際に、市に報告をしていただく場合があります。**

設備の売却・廃棄等を行う場合は、事前に市へご相談ください。

Q13. 申請書類や領収書等は、どのくらい保存する必要がありますか？

補助事業に関する申請書、実績報告書、請求書、領収書その他の関係書類は、**補助金の交付を受けた後も一定期間保存する必要があります。**

保存期間や対象となる書類については、（令和８年度に補助金の交付決定がされた場合）**令和14年３月31日までの５年間保存してください。**

Q14. 補助金の交付を受けた後、返さなければならないこともありますか？

補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、などの場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

この場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還命令を行います。